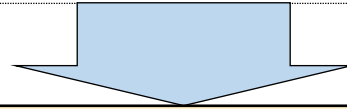


スクールサポートスタッフ（SSS）の充実

<背景・経過>

- 令和元年度から、月あたり時間外勤務が多い小中学校に、教員の負担軽減枠(週 30 時間)としてスクールサポートスタッフを配置し、令和 2 年度以降、新型コロナウイルス感染症対策のため、教員の負担軽減配置校以外の学校に、週 15 時間の追加配置を行った。
- これまでのスクールサポートスタッフを含めた働き方改革の取組により、教員の時間外勤務時間は平成 30 年度と比して減少傾向にあるものの、月平均 30 時間を超える時間外勤務を行っている教員が半数程度見られることから、引き続き負担軽減を行っていく必要がある状況にある。
- 教員 1 人あたりの時間外勤務の削減効果が、週 15 時間枠配置校に比べ、週 30 時間枠配置校の方が高い。



段階的な「教員の負担軽減枠」(週 30 時間)の配置拡充を検討。

諸業務の負担の一層の軽減を図り、教員の長時間勤務の解消を目指すとともに、教員が本質的に担う業務に専念し、子どもと向き合う時間や教材研究等に注力できる体制の整備をめざす。

<「教員の負担軽減枠(週 30 時間)」の配置による効果>

・教職員へのアンケートにおいて、子どもと向き合う時間等についての環境改善が図れたと回答する割合 80%以上 → **【結果】 97.8%**

ワークライフバランス支援員の配置

<背景・経過>

- 教頭職においては、教頭補助等の配置もあり、同様に減少傾向にあるが、全教員の月平均時間外勤務時間（約30時間）の約2倍である60時間程度の水準となっており、学校における全教員の職種の中で最も高い水準にある。
- このように、教頭職の業務負担が大きいことが、教員が管理職選考受験をためらう大きな要因の一つとなっている。
とりわけ、家事や育児の負担が大きい教員は、業務と家庭生活との両立が困難だと感じ、管理職選考受験を控える傾向が強い。

新たに「ワークライフバランス支援員」の配置を検討。教頭職の業務負担を軽減することで、育児事情等を有する教員が管理職受験をためらう心理的要因を軽減し、管理職を志望する教員を増やすとともに、ワークライフバランスのとれた働きやすい環境の整備をめざす。

<教員の月平均時間外勤務時間の推移>

【全教員】					【教頭のみ】				
	小学校	中学校	小学校・中学校			小学校	中学校	小学校・中学校	
平成30年度	30:36	48:02	36:40	減少傾向 (▲約4時間)	H30年度	63:58	66:57	64:55	減少傾向 (▲約6時間)
令和3年度	27:46	40:18	32:12		R3年度	58:11	59:20	58:33	

<参考> 管理職に占める女性の割合

- 【大阪市】（小学校）校長15%、教頭21.6% （中学校）校長8.6%、教頭8.3% （令和4年度）
国の第5次男女共同参画基本計画（令和2年12月25日閣議決定） ※初等中等教育機関の管理職に占める女性の割合
【目標】 令和7年に校長20%、副校長・教頭25%

部活動指導の負担軽減①

1 これまでの経緯

- 平成25年、プレイヤーズファーストに基づく本市部活動指針を策定、その後の改定を通じて、教員の働き方改革と部活動のあり方の改革に取り組んできた。
- 平成30年度から部活動指導員を配置し、生徒に向き合う時間を確保し教育の充実を図る。令和4年度は390枠(1校3名換算)まで拡充。
- 令和2年「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について」(通知)により、令和5年度以降、休日の部活動を段階的に地域移行することが示され、令和3年度から、スポーツ庁の「地域運動部活動推進事業」により、桜宮高校を拠点として都島区5中学校を対象に、モデル研究「桜宮スポーツクラブ」を開始。

2 部活動指導員活用事業の充実について

<背景・経過>

- 顧問教員の3割が、休日の大会等への引率や指導に負担を感じている。(令和2年保健体育担当のアンケート調査)
- 部活動指導員の活用の有効性への評価が広まるとともに、競技経験のない種目の指導など業務に負担を感じている顧問教員の問題が顕在化。追加措置を希望する学校が想定以上に増加している。



部活動指導員の活用によって、部活動が大きな業務負担となっている教員に対して負担の解消を図るとともに、専門的な知識技能を有する人材による指導の体制を確保していく。

<部活動指導員を配置した顧問教員の月平均時間外勤務時間の推移>

H29年度(導入前)	67:06	 ▲約20時間
R3年度	47:21	

※H30年度 部活動指針を改定し、週当たり2日の休養日を設定。

3 部活動の地域移行に関する国の動向

R4.6.6 運動部活動の地域移行に関する検討会議提言 スポーツ庁長官へ手交

R4.8.9 文化部活動の地域移行に関する検討会議提言 文化庁長官へ手交

<方向性・目指す姿>

- 少子化の中でも、将来にわたり我が国の子供たちがスポーツ・文化芸術に継続して親しむことができる機会を確保。学校の働き方改革を推進し、学校教育の質も向上。
- 自己実現、活力ある社会と絆の強い社会創り。部活動の意義の継承・発展、新しい価値の創出。
- 地域の持続可能で多様なスポーツ・文化環境を一体的に整備し、多様な体験機会を確保。

<地域移行のイメージ>

- 休日の運動・文化部活動から段階的に地域移行。
- 令和5年度から7年度末までの3年間を休日の部活動の地域移行に向けた改革の集中期間と設定。
- 今後、国からは事例集の送付やガイドラインの改訂、諸制度の見直し、関係団体への要請がなされ、地方公共団体においては推進計画を策定し、地域移行を実施していく。
- 令和8年度以降、改めて進捗状況を検証し、更に改革を進めていく。

4 部活動の地域移行の主な課題

- 生徒にとって望ましい部活動のあり方の検討と、教員の働き方改革の一層の推進
- 質の高い指導者、受け皿となるスポーツ・文化芸術団体等の確保
- 家庭への費用負担(会費)への支援方策の検討

5 本市の今後の取組み

- 生徒にとって望ましい部活動のあり方について、生徒・保護者・教員等に対するアンケート調査(本市部活動の実態把握等)や市場調査(受け皿の検討)等を集約。
- 上記調査結果を受けて、『部活動のあり方研究及び地域移行に関する有識者会議』において、本市の部活動における今日的課題の検証、部活動指針の見直し、地域移行の具体的な進め方等を検討。国の動向も踏まえ、令和5年度以降の具体的な移行スケジュールを策定していく。
- 部活動指導員についても、教員の負担軽減の効果が高いことから、段階的な拡充を検討する。